

行政文書部分開示決定通知書

令和7年5月15日

市民オンブズマンの会白子
会長 XXXXXXXXXX 様

(実施機関名)

白子町長 石井和芳



令和7年5月9日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、行政文書の一部を次のとおり開示することに決定したので、白子町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、下記記載の開示実施方法及び日時については、「開示実施方法等申出書」により申し出てください。

開 示 請 求 に 係 る 行 政 文 書 の 名 称	株式会社リック・Ｃ・Ｓ・Ｒとの土地明渡しに関する訴訟または渉外交渉等に関する決裁文書、訴状、答弁書その他関連書類一式
請求の際に希望した 開示の実施の方法	できる ・ できない
求めることができる 開 示 の 実 施 方 法	文書の写しの交付
開示を実施することが で き る 日 時	令和7年5月15日 午後1時
開示を実施する場所	白子町役場総務課
行政文書の全部を 開 示 し な い 理 由	白子町情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) 個人に関する情報であって、公にすることのより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
担 当 課 等	担当課 白子町役場総務課 電話番号 (0475) 33-2110

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白子町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において白子町を代表する者は白子町長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの

訴えを提起することができます。

備考

- 1 記載された開示を実施することができる日までに、開示実施方法等を申し出ることができないときは、担当課等へ連絡してください。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提出してください。

決裁 区分	町長決裁	所属	総務課	緊急・重要 文書付せん		編 冊 番 号		
起案	令和 6 年 7 月 31 日		特殊取扱		開示・不開示の区分			
決裁	令和 6 年 7 月 31 日		告示・公印省略 事前押印・書留 速達・内容証明 ()		開示・全部不・部分不 時限不(年月解除)		(不開示部分)	
施行	令和 6 年 8 月 1 日		文書審査	公 印 使用確認	記号 番号	白総 第 0001320 号		
完結	令和 年 月 日				文書 主任			
					保存 区分		保存 期間	永年
浄書		照 合		発 送	起案者 職氏名	課長補佐 緑川 秀幸		
あて						発	白子町長 石井和芳	
分 類 番 号			合 議 経 過	年 月 日				
A -000-008 -003				年 月 日				
主 管	町長	課長	副主幹	副主幹	副主幹	係	係	係
								
	係							
合 議								
件 名	訴訟に係る委任契約の締結について							
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)								
令和6年5月21日付白監第11号の監査結果通知を受け、令和6年6月7日付けで「土地明渡請求通知書」及び「不当利得返還債務の請求について」通知した。株式会社リック・C・S・R代表取締役 堀田光晴については、令和6年7月31日を土地明渡し期限としております。								
令和6年7月24日に同法人の代理人弁護士より、協議の場を設けてほしい旨の通知がありました。協議により解決しない場合は、訴訟となることが見込まれます。								
つきましては、本町顧問弁護士である宮原清貴氏を受任弁護士として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、別紙(案)のとおり委任契約してよろしいか伺います。								
予算については、9月議会に補正予算計上します。								

委任契約書

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり、委任契約を締結する。

第1条（事件等の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し、下記事件の処理を受任し、乙はこれを受任した。

①事件等の表示

事件名 工作物撤去、土地明渡し訴訟事件

相手方 株式会社リック・C・S・R 代表取締役 堀田光晴

裁判所名 千葉地方裁判所

②受任範囲

訴訟

一審

第2条（弁護士報酬）

甲は及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、その金額及び算定方法を合意した。

なお、合意した金額又は算定方法は、全て税別である。

（1）着手金

着手金の金額を次のとおりとする。ただし、上訴等に移行し、引き続き乙が受任する場合の着手金は、新たな委任契約で定める。

金30万円（ただし、消費税は別途支払う。）

（2）報酬金

事件解決時の報酬金の金額を、30万円（ただし、消費税は別途支払う。）とする。

なお、この報酬は従前の千葉県弁護士会の報酬規定（現在使われていない）に比較して安価であるため、訴訟の期間は長引いたときは、別添一覧表の限度で報酬を増額することを協議する。

（3）乙は甲に対し、次の費用は、請求しないこととする。

①出廷日当 ②出張日当 ③交通費

第3条（実費）

1 甲は乙に、下記費用を支払う。

①印紙代 ②郵券 ③登記簿謄本などの取得費用

2 上記の支払時期は、乙が甲に請求したときとする。

第4条（弁護士業務の適性の確保）

甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを表明し、保証する。

第5条（事件の中止等）

1 甲が、第2条により支払うべき金員の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件等の処理に着手せず、又はその処理を中止することが出来る。

2 前項の場合、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条（委任契約の終了）

甲及び乙は、委任契約が終了するまで、いつでも本委任契約を解除することが出来る。

第7条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約に基づく事件等の処理が委任契約の解除又は継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部若しくは一部の返還又は支払いを行うものとする。

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明に基づき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書2通を作成し、相互に保管する。

第8条

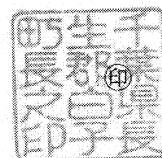
乙は、本件訴訟を出来るだけ早く終わらせるようにするが、相手方及び裁判所の訴訟指揮があるので、甲の思いとおりに行かない場合があることを承諾する。

令和 6年 8月 1日

甲（依頼者）

千葉県長生郡白子町関5074番地の2

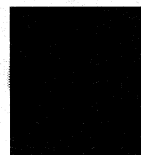
白子町長 石井和芳



乙（受任弁護士）

千葉市中央区中央3-15-3朝日プラザマンション4階

弁護士 宮原清貴



規 会 酬 報



千葉県弁護士会

経済的利益 の 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)
1,300	740,000	518,000 ~ 962,000	1,480,000	1,036,000 ~ 1,924,000
1,400	790,000	553,000 ~ 1,027,000	1,580,000	1,106,000 ~ 2,054,000
1,500	840,000	588,000 ~ 1,092,000	1,680,000	1,176,000 ~ 2,184,000
1,600	890,000	623,000 ~ 1,157,000	1,780,000	1,246,000 ~ 2,314,000
1,700	940,000	658,000 ~ 1,222,000	1,880,000	1,316,000 ~ 2,444,000
1,800	990,000	693,000 ~ 1,287,000	1,980,000	1,386,000 ~ 2,574,000
1,900	1,040,000	728,000 ~ 1,352,000	2,080,000	1,456,000 ~ 2,704,000
2,000	1,090,000	763,000 ~ 1,417,000	2,180,000	1,526,000 ~ 2,834,000
2,100	1,140,000	798,000 ~ 1,482,000	2,280,000	1,596,000 ~ 2,964,000
2,200	1,190,000	833,000 ~ 1,547,000	2,380,000	1,666,000 ~ 3,094,000
2,300	1,240,000	868,000 ~ 1,612,000	2,480,000	1,736,000 ~ 3,224,000
2,400	1,290,000	903,000 ~ 1,677,000	2,580,000	1,806,000 ~ 3,354,000
2,500	1,340,000	938,000 ~ 1,742,000	2,680,000	1,876,000 ~ 3,484,000
2,600	1,390,000	973,000 ~ 1,807,000	2,780,000	1,946,000 ~ 3,614,000
2,700	1,440,000	1,008,000 ~ 1,872,000	2,880,000	2,016,000 ~ 3,744,000
2,800	1,490,000	1,043,000 ~ 1,937,000	2,980,000	2,086,000 ~ 3,874,000
2,900	1,540,000	1,078,000 ~ 2,002,000	3,080,000	2,156,000 ~ 4,004,000
3,000	1,590,000	1,113,000 ~ 2,067,000	3,180,000	2,226,000 ~ 4,134,000
3,500	1,740,000	1,218,000 ~ 2,262,000	3,480,000	2,436,000 ~ 4,524,000
4,000	1,890,000	1,323,000 ~ 2,457,000	3,780,000	2,646,000 ~ 4,914,000
4,500	2,040,000	1,428,000 ~ 2,652,000	4,080,000	2,856,000 ~ 5,304,000
5,000	2,190,000	1,533,000 ~ 2,847,000	4,380,000	3,066,000 ~ 5,694,000
5,500	2,340,000	1,638,000 ~ 3,042,000	4,680,000	3,276,000 ~ 6,084,000
6,000	2,490,000	1,743,000 ~ 3,237,000	4,980,000	3,486,000 ~ 6,474,000
6,500	2,640,000	1,848,000 ~ 3,432,000	5,280,000	3,696,000 ~ 6,864,000
7,000	2,790,000	1,953,000 ~ 3,627,000	5,580,000	3,906,000 ~ 7,254,000
7,500	2,940,000	2,058,000 ~ 3,822,000	5,880,000	4,116,000 ~ 7,644,000
8,000	3,090,000	2,163,000 ~ 4,017,000	6,180,000	4,326,000 ~ 8,034,000
8,500	3,240,000	2,268,000 ~ 4,212,000	6,480,000	4,536,000 ~ 8,424,000
9,000	3,390,000	2,373,000 ~ 4,407,000	6,780,000	4,746,000 ~ 8,814,000
9,500	3,540,000	2,478,000 ~ 4,602,000	7,080,000	4,956,000 ~ 9,204,000
1億	3,690,000	2,583,000 ~ 4,797,000	7,380,000	5,166,000 ~ 9,594,000
1億1,000	3,990,000	2,793,000 ~ 5,187,000	7,980,000	5,586,000 ~ 10,374,000
1億2,000	4,290,000	3,003,000 ~ 5,577,000	8,580,000	6,006,000 ~ 11,154,000
1億3,000	4,590,000	3,213,000 ~ 5,967,000	9,180,000	6,426,000 ~ 11,934,000
1億4,000	4,890,000	3,423,000 ~ 6,357,000	9,780,000	6,846,000 ~ 12,714,000
1億5,000	5,190,000	3,633,000 ~ 6,747,000	10,380,000	7,266,000 ~ 13,494,000
1億6,000	5,490,000	3,843,000 ~ 7,137,000	10,980,000	7,686,000 ~ 14,274,000
1億7,000	5,790,000	4,053,000 ~ 7,527,000	11,580,000	8,106,000 ~ 15,054,000
1億8,000	6,090,000	4,263,000 ~ 7,917,000	12,180,000	8,526,000 ~ 15,834,000
1億9,000	6,390,000	4,473,000 ~ 8,307,000	12,780,000	8,946,000 ~ 16,614,000
2億	6,690,000	4,683,000 ~ 8,697,000	13,380,000	9,366,000 ~ 17,394,000
2億1,000	6,990,000	4,893,000 ~ 9,087,000	13,980,000	9,786,000 ~ 18,174,000
2億2,000	7,290,000	5,103,000 ~ 9,477,000	14,580,000	10,206,000 ~ 18,954,000
2億3,000	7,590,000	5,313,000 ~ 9,867,000	15,180,000	10,626,000 ~ 19,734,000
2億4,000	7,890,000	5,523,000 ~ 10,257,000	15,780,000	11,046,000 ~ 20,514,000
2億5,000	8,190,000	5,733,000 ~ 10,647,000	16,380,000	11,466,000 ~ 21,294,000
2億6,000	8,490,000	5,943,000 ~ 11,037,000	16,980,000	11,886,000 ~ 22,074,000
2億7,000	8,790,000	6,153,000 ~ 11,427,000	17,580,000	12,306,000 ~ 22,854,000
2億8,000	9,090,000	6,363,000 ~ 11,817,000	18,180,000	12,726,000 ~ 23,634,000
2億9,000	9,390,000	6,573,000 ~ 12,207,000	18,780,000	13,146,000 ~ 24,414,000
3億	9,690,000	6,783,000 ~ 12,597,000	19,380,000	13,566,000 ~ 25,194,000

決裁区分	町長決裁	所属	総務課	緊急・重要 文書付せん		編冊番号	
起案	令和 6 年 11 月 21 日		特殊取扱 告示・公印省略 事前押印・書留明 速達・内容証明		開示・不開示の区分 (開示)全部不・部分不 時限不(年月解除)		
決裁	令和 6 年 11 月 22 日				不開示理由		
施行	令和 6 年 11 月 28 日		文書審査	公印 使用確認	記号 番号	白総 第 0002122 号	
完結	令和 年 月 日				文書 主任		
					保存 区分	保存 期間	永年
浄書		照合		發送	起案者 職氏名	課長補佐 緑川 秀幸 (印)	
あて					発	白子町長 石井和芳	
分類番号			合議経過	年 月 日			
A -000-008 -003				年 月 日			
主 管	町長	課長	副主幹	副主幹	副主幹	係	係
	(印)	(印)					
合 議							
件 名	土地明渡し訴訟について						
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)							
令和6年7月31日を土地明渡し期限としていた、株式会社リック・C・S・R代表取締役 堀田光晴 について、堀田氏の代理人弁護士を通じた交渉が継続しておりましたが、事態の進展がありません。 つきましては、本件事案に関して委任契約しております弁護士 宮原清貴氏へ訴訟手続きを依頼し てよろしいか伺います。							

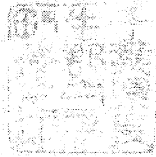
○住民監査請求（中里プール跡地）に関する経緯 総務課

	日付	内容	結果等
1	令和6年3月29日	住民監査請求 受理	監査委員事務局
2	令和6年4月26日	関係書類提出依頼 町長部局へ	
3	令和6年5月9日	書類提出 監査委員へ	
4	令和6年5月23日	監査結果通知受理（白監第11号）	監査委員事務局から町へ
5	令和6年5月29日	庁内協議実施	土地明渡返還通知、不当利得返還債務請求する
6	令和6年5月30日	(株)リック堀田氏呼び出し	町の対応方針の説明、堀田氏の意見聞き取り実施。 すぐに撤去は困難、これまでの実績も評価してほしい。
7	令和6年6月1日	宮原弁護士から現地図面の作成指示あり	
8	令和6年6月5日	現地確認・測量	建設課へ作図依頼
9	令和6年6月7日	(株)リックへ、土地明渡請求通知、不当利得返還債務請求通知を内容証明郵便で送付	明渡し期限 令和6年7月31日
10	〃	監査委員あて、措置実施通知	
11	令和6年6月9日	内容証明郵便 送達済 14:47	
12	令和6年6月19日	配置図面完成	
13	令和6年7月10日	堀田氏の住民票請求（市原市）	7/18住民票確認（住所は法人登記簿記載と変更なし）
14	〃	現地確認	営業状況等変化なし
15	令和6年7月24日	堀田氏代理人弁護士より連絡あり（通知）	協議の場を設けてほしい（合間利弁護士）
16	令和6年7月30日	宮原弁護士事務所にて打合せ	資料提出、委任契約について
17	令和6年7月31日	宮原弁護士事務所にて打合せ	資料提出（簿冊）
18	令和6年8月1日	宮原弁護士に委任契約	
19	〃	堀田氏代理人弁護士に対して回答書送付	町代理人弁護士宮原から
20	令和6年8月6日	堀田氏代理人弁護士より連絡あり（電話）	宮原弁護士あて
21	令和6年8月9日	堀田氏代理人弁護士より連絡あり（通知）	宮原弁護士あて 明渡し期限、使用料について
22	令和6年8月20日	堀田氏代理人弁護士に対して回答書送付	和解（土地利用許諾）についての条件提示
23	令和6年9月5日	堀田氏代理人弁護士より連絡あり（メール）	条件に対する内容確認
24	令和6年10月15日	堀田氏代理人弁護士に対して回答書（メール）	
25	令和6年11月21日	堀田氏代理人弁護士より回答（メール）	

簿冊

1～17 住民監査請求に関する文書

18～ 住民訴訟関係



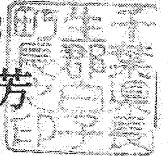
11/28 返送済

訴 訟 委 任 状

令和6年11月28日

住 所 千葉県長生郡白子町関5074番地の2
委任者

白子町長 石井和芳



私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 宮 原 清 貴
弁護士 宮 原 弘 樹
千葉県弁護士会所属

住 所 〒260-0013
千葉市中央区中央3-15-3
朝日プラザマンション4階
双葉法律事務所

電 話 043-227-8700
FAX 043-227-7060

記

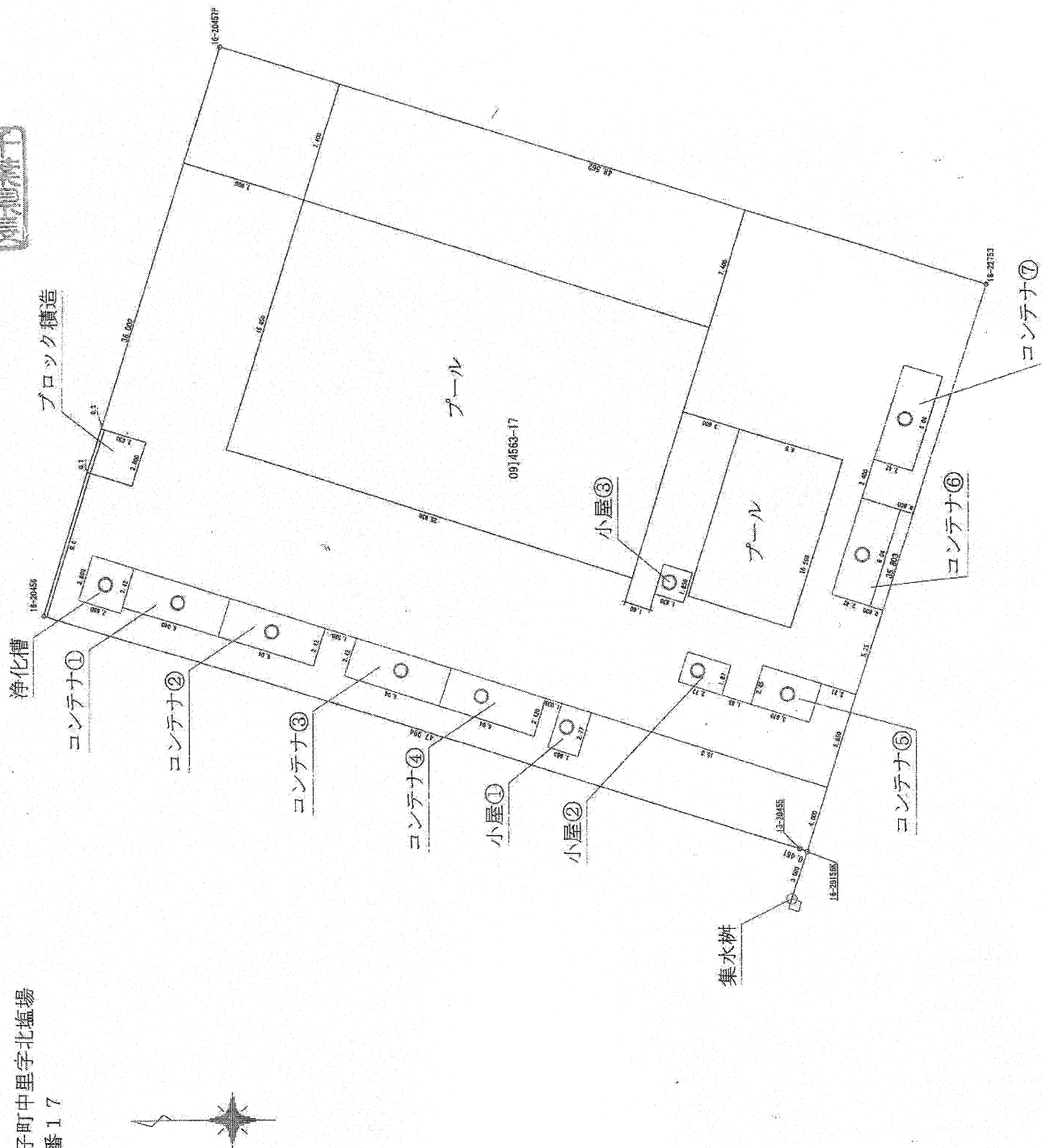
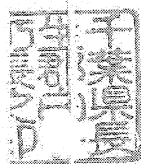
第1 株式会社リック・C・S・R（代表取締役堀口光晴）に対し、所在：長生郡白子町中里字北塩場、地番：4563番17、地目：雑種地、地積：1740㎡の土地上にある別紙図面の赤丸を付したコンテナ・小屋の収去土地明渡及び賃料相当損害金の支払いを求める訴訟を提起し、その訴訟を追行する一切の件

第2 委任事項

- 1 私がする一切の行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
- 5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意
- 6 復代理人の選任

縮尺：1/250

長生郡白子町中里字北塩場
4563番17



座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
16-20456	-62912.925		51263.581	
16-20455	-62959.843		51249.617	
16-29156K	-62959.268		51249.436	
16-22753	-62969.961		51283.605	
16-20457P	-62923.573		51297.973	

作製者 千葉県東生緑白子町5074番地の2
白子町役場

総務課 緑川秀育
(令和6年6月13日作成)

決裁 区分	町長決裁	所属	総務課	緊急・重要 文書付せん		編 冊 番 号		
起案	令和 6 年 12 月 3 日		特殊取扱		開示・不開示の区分			
決裁	令和 6 年 12 月 4 日		告示・公印省略 事前押印・書留 速達・内容証明 ()		開示 全部不・部分不 時限不(年月解除)		(不開示部分)	
施行	令和 年 月 日		文書審査	公 用 印 使 用 確 認	記号 番号	白総 第 0002195 号		
完結	令和 年 月 日				文書 主任			
					保存 区分		保存 期間	永年
浄書		照 合	送 送		起案者 職氏名	課長補佐 緑川 秀幸 (印)		
あて					発	白子町長 石井和芳		
分 類 番 号			合議経過			年 月 日		
A -000-008-003						年 月 日		
主 管	町長	課長	副主幹	副主幹	副主幹	係	係	係
								
合 議	係							
件 名	訴状の提出について（報告）							
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)								
株式会社リック・C・S・R代表取締役 堀田 光晴を被告とした、工作物収去土地明渡請求事件につ								
いて、本町代理人弁護士より訴状を提出した旨の連絡及び控えの送付がありましたので、報告いたし								
ます。								



訴 状

令和6年12月2日

千葉地方裁判所一宮支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 弁護士宮原清

同

弁護士宮原弘

〒299-4292 千葉県長生郡白子町字関5074番地2

原 告 白 子 町

原告代表者 町長 石井和芳

〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-3朝日プラザマンション4階

双葉法律事務所（送達場所）

電話 043-227-8700

FAX 043-227-7060

原告訴訟代理人弁護士 宮原清貴

同 弁護士 宮原弘樹

〒658-0045 神戸市東灘区御影塚町二丁目25番23号

被 告 株式会社リック・C・S・R

被告代表者代表取締役 堀 田 光 晴

工作物収去土地明渡請求事件

訴訟物の価額 374万1000円

貼用印紙代 2万4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載2の工作物を撤去し、同目録記載1の土地を明け渡せ。

- 2 被告は、原告に対し、金70万0643円及び令和6年12月1日から上記土地明渡済みまで年14万9640円（ただし、1年を365日の日割計算とする。）の割合による金員を支払え。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載1の土地（以下、本件土地という。）の所有者である（甲1）。

なお、本件土地は、原告の普通財産である。

また、本件土地の現況は、甲15、甲16のグーグルの写真（撮影年月日、令和6年3月3日のとおりである。）

- 2 被告は、別紙物件目録記載2の工作物の所有者である。

- 3(1) 被告は、令和2年3月26日から本件土地を占有権原なく占有しているので、賃料相当額を不当利得している。

- (2) 賃料相当損害金は、次のとおりである。

ア 先ず、原告が徴収できる普通財産の賃料は、次のとおりである。

白子町財務規則241条1項は「普通財産の貸付料の額は別に定めるところによる。」と規定し（甲4）、白子町普通財産貸付料算定基準（甲5）は「1 白子町財務規則241条第1項による普通財産の貸付料は次の2により算定した額を年額とし、これに12分の1を乗じて得た額を月額とし、365分の1を乗じて得た額を日額とする。」と規定し、「2 (1)土地固定資産評価額×1/100」と規定する。

イ 本件土地の現況は、宅地である（甲15、甲16）。

本件土地は原告所有の土地であるため直接の固定資産税評価額がないので、近傍類似の宅地の評価額である1㎡当たりの8600円の固定資産税評価額を基準とする。

本件土地の面積は、 1740m^2 であるため、 8600 円に 1740m^2 を乗すると $1496万4000$ 円となり、その 100 分の 1 であるから、本件土地の賃料の年額は $14万9640$ 円となる。

ウ(ア) 被告の不法占有の開始は、令和2年3月26日である。

令和6年11月30日までの期間は、4年と249日である。

(イ) 計算

$$14万9640\text{円} \times 4\text{年} = 59万8560\text{円}$$

$$14万9640\text{円} \times \frac{249\text{日}}{365\text{日}} = 10万2083\text{円}$$

以上の合計 $70万0643$ 円となる。

4 よって、①所有権に基づき請求の趣旨第1項記載の判決を、②不当利得返還請求権に基づき請求の趣旨第2項記載の判決を、それぞれ求める。

5 本訴に至る経緯

(1) 業務委託契約について(甲6)

原告は、被告と、令和1年5月21日、町おこしを目的として「白子町移住者交流イベントの企画運営及び関連業務」とする業務委託契約(以下、本件業務委託契約という。)を締結し、本件土地を引き渡した。

ア 業務の目的

白子町に移住検討者と移住済みの方々や昔から白子町で生活している地域住民が交流するイベント(サーフィンや農業体験等を通したイベント等)を、旧中里プール跡地(注:本件土地をいう。)で開催することで、白子町での暮らしぶりを実感してもらうとともに地域コミュニティに溶け込むこととなり、これまで以上に白子町へ移住するきっかけを作ることとを目的とする。

イ 期間

(ア) 契約の締結日の翌日(即ち、令和1年5月22日)から令和2年3

月25日まで

- (イ) 受注者（被告）は、その責めに帰することができない理由により、契約期間までに受託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者（原告）に対し遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者（原告）と受注者（被告）とが協議して定める。

ウ 業務委託料

343万5480円

エ 業務場所

本件土地

オ 成果物

- (ア) 移住者交流イベントの企画運営及び関連業務に関する業務報告書一式

- (イ) 移住者交流イベントの企画運営及び関連業務で取得した画像や動画など（町公式ウェブサイトなどで活用出来る仕様とする。）一式

(2) 変更契約（甲7）

原告と被告は、令和1年10月1日、業務委託料を349万9100円とする変更契約を締結した。

(3) 業務の終了と業務委託費の支払い

- ア 被告は、原告に対し、本件業務委託契約が終了したとして令和2年3月25日業務完了報告書を提出した（甲8）。

- イ そして、被告は原告に対し、令和2年4月21日、349万9100円の業務委託費を請求し（甲11）、原告は被告に対し、同年5月13日上記金員の全額を支払った（甲12）。

- ウ しかし、被告は、原告に対し、本件土地を明け渡さない。

(4) 住民監査請求（甲13）

このようなことから、訴外野中志郎は、白子町監査委員に対し、令和6年3月22日、下記内容の住民監査請求をした。

ア 白子町長石井和芳は、被告及び訴外白子ウォーターフロント開発株式会社に対し、本件土地を権限なく占有しているので不当利得返還請求として、2113万7410円およびうち金1163万7120円に対する令和6年3月23日から支払済みまで年5%の割合による金員並びにうち金183万7440円に対する令和6年3月23日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払を請求せよ。

イ 白子町長石井和芳は、前白子町長林和雄に対し、被告及び訴外白子ウォーターフロント開発株式会社が権限なく本件土地を占有していることを放置しているので不法行為に基づく損害賠償請求として、1985万8234円及びうち金1163万7120円に対する令和6年3月16日から支払済みまで年5%の割合による金員及びうち金61万2480円に対する令和6年3月22日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払を請求せよ。

ウ 白子町長石井和芳は、石井和芳に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、12.7万8471円及びこれに対するうち金122万4960円に対する令和6年3月23日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払を請求せよ。

(5) 監査結果

ア 白子町監査委員は、令和6年5月21日、上記アのうち被告に対する部分につき、

- ① 令和2年3月26日から令和6年3月22日までの期間は、本件土地につき、占有権原がないこと
- ② 本件土地の1㎡当たりの賃料相当損害金は白子町財務規則241条1項及び白子町普通財産貸付料算定基準によると、㊦ 本件土地の年額1

㎡当たりの賃料は8600円であること、④本件土地の面積は、本件土地の面積は、1740㎡であるから、年額は14万9640円となること⑤令和2年3月26日から令和6年3月22日までの期間は、3年と361日であること、⑥よって、賃料相当損害金は59万6920円となること

③ よって、白子町町長石井和芳は、被告に対し、①の土地の明け渡し、と②の金員の支払を、各請求せよとした。

イ なお、白子町監査委員は、被告に対するその余の請求、及び訴外白子ウォーターフロント開発株式会社・訴外林和雄・訴外石井和芳に対する各請求は棄却した。

(6) 原告は、上記白子町監査委員による決定を受けて、被告と交渉をしたが、被告は、本件土地を明け渡さないし、また、賃料相当損害金を支払わない。

6 よって、本訴に及んだ次第である。

証拠方法

別添証拠説明書記載のとおり

添付資料

- 1 全部事項証明書 1通
- 2 固定資産税評価額証明書 2通
- 3 履歴事項全部証明書 1通
- 4 訴訟委任状 1通

以上

物件目録

1 所在 長生郡白子町中里字北塩場

地番 4563番17

地目 雑種地

地積 1740㎡

2 所在 長生郡白子町中里字北塩場

地番 4563番17

地目 雑種地

地積 1740㎡

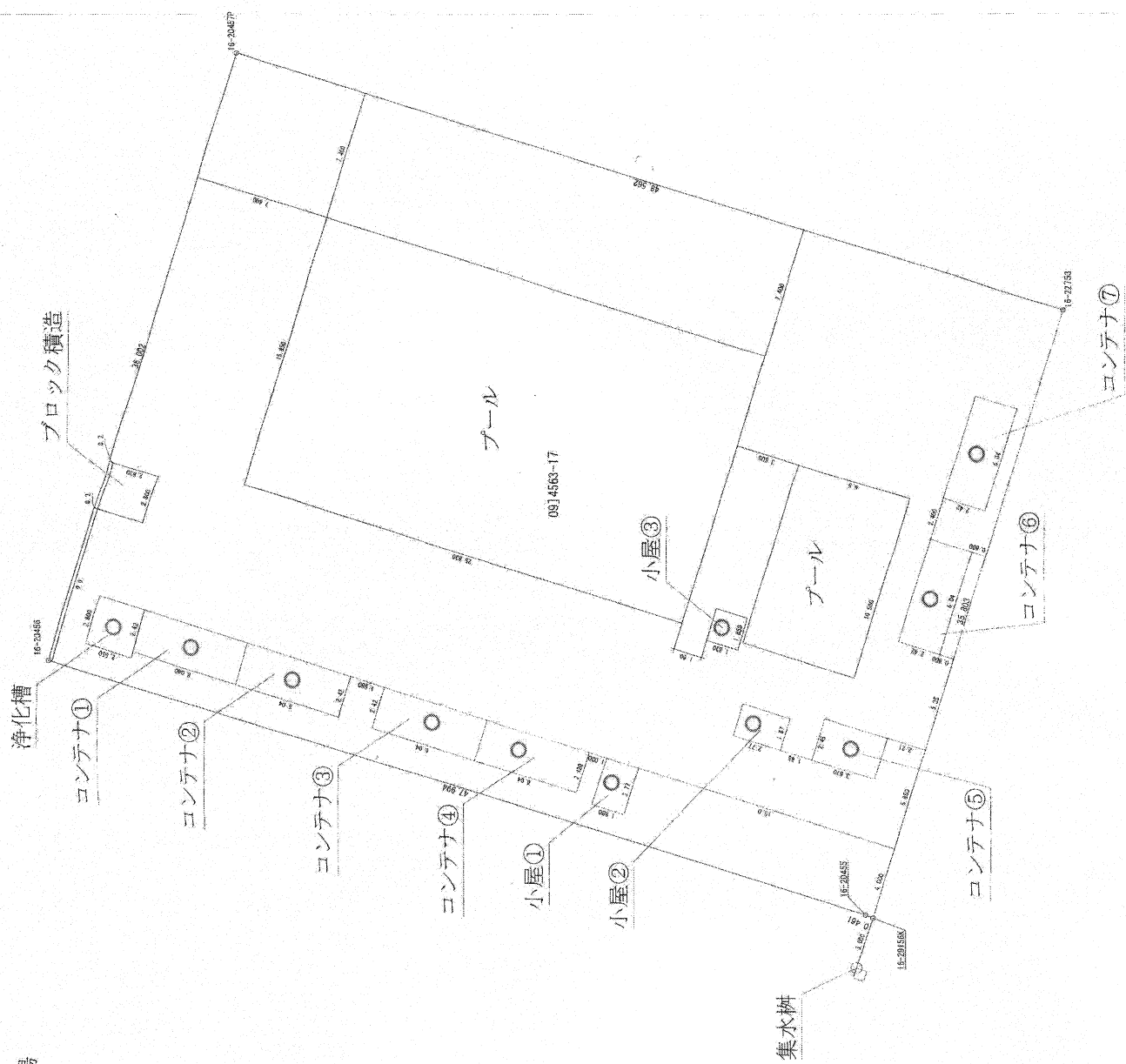
の土地上の別紙図面に記載された浄化槽（面積約7.42㎡）、コンテナ①（面積約14.61㎡）、コンテナ②（面積約14.61㎡）、コンテナ③（面積約14.61㎡）、コンテナ④（面積約14.61㎡）、小屋①（面積約5.2㎡）、小屋②（面積約5.17㎡）、小屋③（面積約3.38㎡）、コンテナ⑤（面積約8.99㎡）、コンテナ⑥（面積約14.61㎡）、コンテナ⑦（面積約14.61㎡）

（なお、同図面の座標は、公共座標からのものを記載した。）

以上

縮尺：1/250

表生郡白子町中里北塩場
4563番17



座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
16-20456	-62912.925		51263.581	
16-20455	-62958.843		51249.617	
16-29156K	-62959.268		51249.436	
16-22753	-62969.961		51233.605	
16-20457P	-62923.573		51297.973	

作製者 千葉県表生郡白子町関5074番地の2
白子町役場

総務課 緑川香江

(令和6年6月13日作成)